

(意見書案第3号)

### 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求めめる意見書の提出について

日本国憲法の改正に関し、活発かつ広範な論議を推進するとともに、国民的議論を喚起するように国に対し要望したいというものです。

(賛成多数で原案可決)

## 討論

### 意見書案第3号 反対討論

現行憲法が示す国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三原則の堅持については、民主主義の根幹をなす大切なことであるが、三原則の完全実施は、次のとおり依然として未完の状態であると考える。基本的人権の尊重に関しては、改善されつつも、いまだに人権侵害の事例が多くある。また、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上や増進にも課題が残されている。

平和主義に関しては、国際協調のための話し合いの推進こそが大事であり、高額な兵器の購入などは、自然災害等に対応する必要な政策を妨げる要因である。

これらのことから、今、憲

法論議を推進するよりも、現行憲法下で課題の解決を図ることが国民の安全の確保や福祉の向上につながると考える。以上のことから、本意見書案に反対する。

### 意見書案第3号 賛成討論

憲法改正は、国会で発議された後、国民投票により過半数の賛成を得て成立することから、憲法を改正する権利は、主権者である国民に与えられた最大の権利と言える。

国会では、憲法改正の議論に際し、憲法審査会で議論がされるが、憲法審査会を妨害し、開催に抵抗し、会議に参加しない等の行為は、国会議員としての責任の放棄であり、かつ、国民投票という主権者最大の権利行使の妨害で、国民主権そのものの否定を意味し、主権者に対する重大な背信行為と言わざるを得ない。国民の負託に応え、憲法論議を進めることは、国会の責務であるため、憲法審査会を早急に開催し、幅広い知見からの深い議論がなされることを期待する。

以上のことから、本意見書案に賛成する。

意見書案第3号 反対討論

憲法について議論すること自体に反対するものではないが、憲法を守るべき国に対して、国会での論議や国民的議論を急がすような意見書を提出すべきではない。

憲法改正への議論が進まないのは、国民がそれを望んでいないからであると考ええる。NHK、朝日新聞、日本経済新聞等の世論調査でも、国民が望む政策の中で憲法改正の優先順位は低い。

今、国会は、新型コロナウイルス感染症対策と感染症により経済的、身体的、教育的な困難に直面している国民の生活を支えることに全力を挙げるべきと考える。また、衆議院憲法審査会では、継続審議となつている国民投票法改正案について、参考人の意見聴取、議員間の自由討議などにより、慎重な審議がされていると考える。首相も交代したこの時期にあえて議論を急がすべきではない。

以上のことから、本意見書案に反対する。

## 提出された 請願書

第4回定例会に、次の請願

書が提出されました。(請願第1号)

### ◆田中まどか議員に対する辞職勧告決議の撤回を求める請願

(不採択)

## 討論

### 請願第1号 反対討論

本請願で田中議員を応援されている多くの方々の心情は理解できるが、議会制度において、一度議決された決議の撤回は成立し得ないことから、議会としては請願を否決せざるを得ない。

この点について請願者から、「本請願は気持ちを表示するものだから否決されても構わない」との意図を聞いている。請願者の気持ちは大切であるが、その発信に注力されるあまり、結果として正義と正義の衝突を繰り返すのは、これで終わりにしたい。本件に関連する議論に割かれた時間はかなりのものであり、これにより議員間の溝が深まることは、日高市議会における建設的な議論を妨げ、市民の利益にはならないと考える。

市民の皆様には、建設的な議論が大いにできる議会に一

層改革できるよう、さまざまな視点から議会を見ていただき、今後とも深いご理解と応援をお願いしたい。以上のことから、本請願に反対する。

### 請願第1号 賛成討論

本請願の対象とする田中まどか議員に対する辞職勧告決議の採決にあたっては、本会議での弁明の機会を与えておらず、議場で正式な田中議員の発言を聞いていない。

これは、議会制民主主義の根幹を揺るがしかねない状況とも考えられる。以上のことから、本請願に賛成する。

## 提出された 陳情書

第4回定例会に、次の陳情書が提出されたので、その写しを全議員に配布しました。(陳情第2号)

◆「別居、離婚後の面会交流についての法整備を求めめる意見書の提出」についての陳情書